

6. 実現化の方策

6. 実現化の方策

都市計画マスタープランの都市整備構想、地域別構想の実現に向けて、協働によるまちづくりや都市計画の決定・運用の基本的な考え方を整理します。

6-1. 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり.....

都市計画マスタープランに示された都市の将来像は、公共施設・公共空間の整備だけでなく、民有地の土地利用や整備後の環境の維持管理により実現されます。

プランの実現化には、市民や民間企業・各種団体の理解と協力が不可欠であると同時に、行政の事務・事業だけでなく、市民や事業者が主体となり、地域に根差して創意工夫されたまちづくり活動を展開していくことが必要です。

市民・事業者・行政が協働して、プランの実現に向けて、まちづくりを進めていきます。

1. 協働のまちづくりにおける役割分担

まちづくりの担い手となる市民、事業者（民間企業・各種団体など）と行政とが協調しつつ役割を分担してまちづくりを進めます。

（1）市民の役割

市民はまちづくりの主役として、自らの生活の場であるまちの安全性、快適性を向上し、豊かで穏やかな暮らしが営まれるまちとして、次世代に継承していく責務があります。

このため、市民には、まちづくりにかかる知識を深め、各種のまちづくり活動に積極的に参加し、相互の理解と協力によって、主体的にまちづくりを進めていくことが求められます。

（2）事業者の役割

本市には多くの工場が立地するとともに、地域の環境に根差した様々な産業活動が展開され、市民に身近な職場を提供し地域の活力を生み出しています。

市内で産業活動を行う企業などの事業者には、地域や都市を現在だけでなく将来にわたる自らの活動の場と捉え、市民・行政と協調してより良い環境を整える責務があります。

このため、事業者は自らの産業活動の維持・増進に努めるとともに、まちづくりのルールの遵守、事業への協力のみならず、まちづくりの計画や手法の提案など、民間企業の視点からの積極的な取組みが求められます。

(3) 行政の役割

行政は、主体となって行う都市計画などのまちづくりの事務・事業を、市民の意向や合意形成に基づいて着実に展開するとともに、まちづくりに係る情報を公開・周知し、市民・事業者の参加の仕組みを構築し、市民が主体となるまちづくり活動を支援し、促進します。

また、これからのまちづくりは、都市の施設や環境を建設・整備することにとどまらず、都市環境の維持管理や地域コミュニティの運営などのソフトな施策が重要になっていることから、行政庁内の関連部課の連携により、総合的な施策展開を図ります。

更に、都市の領域を越えた広域的な連携が必要かつ有効なまちづくりの課題に対応するため、県や周辺市町村などとの調整を密にし、総合的かつ広域的な視野からまちづくりを進めます。

2. 協働のまちづくりの体制・制度の確立

まちづくりへの市民参加の体制・制度を整えて、協働によるまちづくりを促進します。

(1) まちづくり情報の共有

市民や事業者がまちづくりに参加しやすいよう、多様な媒体・手段により、まちづくりに係る情報を積極的に公開、提供します。

(2) 市民のまちづくり活動の支援

市民や事業者が地域環境の管理や地域社会の運営（エリアマネジメント）に自主的に取り組む仕組み等を整え、行政と役割分担して、主体的に活動できるように各種の支援を行います。

(3) 参加に係る制度の拡充、運用促進

市民の意向を反映したまちづくりの計画を策定するため、パブリックコメントなどによる広い意見の聴取や策定組織への参画などにより、計画段階からの市民参加を促進します。

「都市計画提案制度」や「地区計画等の案の申出制度」などの住民・地権者による地区レベルの都市計画の提案制度の普及・活用を促進します。

市民に身近な地域の道路や公園・緑地が、親しみやすく使いやすい公共空間となるよう、「道路里親制度」などの市民参加により公共施設の管理、美化を行う制度の確立と適正な運用を図ります。

6-2. 都市計画の決定・運用

プランに基づき市民の参画を得て、具体的な都市計画を決定し、計画による適正な規制誘導と事業の実施により、計画的にまちづくりを推進します。

1. 土地利用（開発・建築）の規制・誘導

将来都市像の実現に向けて、土地利用方針に沿って、都市計画区域の指定や用途地域などの地域地区、地区計画の決定を行い、それらの区域・地区ごとの土地利用制限により、計画的に開発、建築を規制・誘導します。

(1) 都市計画区域

田園集落エリアの一定の建物密度を有する集落地を含む地区は、建築物・敷地の安全性や集落の生活利便性・防災性の向上を図るため、都市計画区域の指定による計画的なまちづくりを検討します。

(2) 地域地区

市街地に近接する田園集落エリアでは、田園環境を阻害する恐れのある用途の建築物を制限して、用途地域内へ計画的に立地誘導する「特定用途制限地域」などの制度の適用を検討します。

市街地縁辺部で既に一定の建物密度を有し公共下水道の整備が行われる区域については、「用途地域」の拡大指定などにより、周辺田園環境と調和する土地利用の誘導を図ります。

市街地縁辺部の産業系土地利用の誘導にあつては、「用途地域」の指定、「地区計画」の決定などにより幹線道路沿道の街区整備と周辺環境と調和する産業系土地利用を計画的に誘導します。

拠点地区の幹線道路整備にともなう沿道の街区整備や一団の土地利用更新、歴史的街並み景観の保全・整序の動向・意向のある地区については、地区地権者の合意により計画を立案決定し、運用する「地区計画」の決定を検討します。

市街地近傍の河川河岸段丘の斜面緑地、田園集落地の里山の緑地については、「緑地保全地区」などの地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全を図ります。

2. 都市計画事業の実施

事業区域を都市計画決定して行う都市計画事業は、決定による都市計画制限の必要性・合理性や他の事業との役割分担を考慮し、整備事業化が確実な事業の区域を決定し、着実に整備を進めます。

(1) 幹線道路整備

都市計画道路については、都市の交通機能、空間機能、市街地形成機能を発揮し、都市生活や都市活動が円滑に行われるよう、県道・市道の道路改良事業などと役割分担しつつ、整備を推進します。

また、整備事業の実現性と整備効果を推測し、幹線道路網の段階的整備実施計画を検討策定するとともに、必要に応じて、都市計画道路の計画を見直し、着実に系統的な幹線道路網を形成します。

(2) 公園・緑地整備

都市計画公園・緑地については、他のスポーツ施設や緑地と合わせた適正配置を検討し、都市計画決定による事業区域の担保、土地利用制限の必要性が高く事業化が確実な区域を計画決定し、着実な整備を進めるとともに、既存施設の機能更新、長寿命化を推進します。

(3) 公共下水道

流域関連公共下水道事業認可区域における整備を推進し、決定されている公共下水道計画区域への事業認可区域の拡大を検討推進するとともに、汚水処理計画において集中処理が合理的であるとされた地域について、公共下水道事業を含めた集中処理の事業手法を検討します。

(4) 市街地整備事業

市街地の面的・系統的な基盤整備については、土地区画整理事業、工業団地造成事業などの面的な市街地整備事業の他、沿道型の事業や地区計画をとまなう計画開発などの多様な手法を、地域の特性に合わせて検討し、段階的かつ着実に市街地整備を進めます。

6-3. 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは長期にわたる計画であるため、社会経済情勢の変化を見据えた適切な進行管理により、段階的かつ着実に実現を図ります。

1. プランの周知

市民の参画を得て策定され、市民・事業者・行政のまちづくり活動の指針となる都市計画マスタープランを、広報やインターネットホームページを通じて広く市民に周知し、その実現に向けた理解、協力とまちづくりへの参加を呼びかけます。

また、都市計画の計画決定に関する説明会などにおいては、その都市計画が都市計画マスタープランに基づいて計画され、決定・運用されることを明確にします。

2. 段階的实施計画の策定

計画期間が長期にわたるプランの着実な実現を図るため、プランに位置づけられたまちづくりの施策・事業の段階的实施計画として、「立地適正化計画」や「アクションプログラム」などを、市総合計画などの上位計画や県の広域計画との整合を取り、財源の確保を図りつつ策定します。

3. プランの見直し

(1) 進行管理

プランの着実な実現をはかるため、短期・中期といった各段階で、プランに位置づけられた施策・事業の進捗状況を確認し、必要に応じて、段階实施計画である「立地適正化計画」や「アクションプログラム」の見直しを行うなど、プランの適切な進行管理を行います。

(2) 計画見直し

社会経済情勢、関連法令及び制度の改正、まちづくりの施策・事業の進捗や都市計画基礎調査により確認される都市の実態など、プランの計画条件に大きな変化が生じた場合には、適宜、プランの見直し・改定を行います。

參考資料

参考 1 : 策定経緯

	年月日	内容
平成 24 年	10月30日	第1回都市計画マスタープラン策定委員会
	11月5日	第1回都市計画マスタープラン策定幹事会
	11月9日 ～12月3日	市内各種団体ヒアリング
	11月21日 ～12月14日	市民アンケート実施
平成 25 年	2月8日 ～2月20日	庁内関係各課ヒアリング
	6月17日	市長ヒアリング
	6月17日	第2回都市計画マスタープラン策定幹事会
	6月25日	第2回都市計画マスタープラン策定委員会
	10月18日	第3回都市計画マスタープラン策定幹事会
	10月21日	第3回都市計画マスタープラン策定委員会
	10月30日 ～11月22日	地区別ヒアリング
平成 26 年	1月17日	都市計画審議会諮問
	2月14日	第4回都市計画マスタープラン策定幹事会
	2月17日	第4回都市計画マスタープラン策定委員会 大雪のため開催中止となり、意見照会に変更
	2月24日	都市計画審議会
	6月16日	市長ヒアリング
	11月18日	第5回都市計画マスタープラン策定幹事会
	11月21日	第5回都市計画マスタープラン策定委員会
	11月27日	都市計画審議会
	12月22日 ～1月20日	都市計画マスタープラン策定のための意見募集(パブリックコメント)実施
平成 27 年	2月13日	第6回都市計画マスタープラン策定幹事会
	2月16日	第6回都市計画マスタープラン策定委員会
	2月19日	都市計画審議会
	未定	都市計画審議会答申

参考 2 : 策定組織名簿

1. 安中市都市計画審議会

(敬称略)

NO	役職等	氏名	所属等
1	会長	原田 寛明	高崎経済大学地域政策学部教授
2	職務代理人	上原 邦彦	一般社団法人群馬建築士会安中支部長
3	委員	渡邊 明男	弁護士(市顧問弁護士)
4		武井 宏	安中市商工会会長
5		石田 光永	安中市松井田商工会会長
6		中島 武司	安中市農業委員会会長
7		田島 勲	安中市区長会会長
8		有阪 寿子	安中市婦人団体連絡協議会会長
9		金井 久男	安中市議会議員
10		川崎 文雄	安中市議会議員
11		廣瀬 晃	安中市議会議員
12		佐藤 貴雄	安中市議会議員
13		中島 徳造	安中市議会議員
14		信太 啓貴	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所所長
15		清水 昭芳	群馬県県土整備部安中土木事務所所長
16		小野 良之	群馬県健康福祉部安中保健福祉事務所所長

※名簿は策定時のものです

2. 安中市都市計画マスタープラン策定委員会

(敬称略)

NO	氏名	所属等
1	原田 寛明	高崎経済大学地域政策学部教授
2	中嶋 政幸	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課長
3	中島 聡	群馬県県土整備部都市計画課長
4	野村 幸孝	群馬県県土整備部安中土木事務所次長(技)
5	飯塚 英之	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室長
6	高林 一郎	安中市農業委員会代表
7	市川 益也	安中市区長会代表(旧安中)
8	小坂 上司	安中市区長会代表(旧松井田)
9	三澤 利男	一般社団法人群馬建築士会安中支部代表
10	堀口 正孝	安中市商工会代表
11	高橋 正章	安中市松井田商工会代表
12	小林 克行	安中青年会議所代表
13	有阪 寿子	安中市婦人団体連絡協議会代表
14	茂木 一義	安中市副市長
15	真下 幹夫	安中市総務部長
16	田中 毅	安中市部長(病院事業推進担当)
17	須藤 俊夫	安中市財務部長
18	佐俣 信之	安中市市民部長
19	上原 茂	安中市保健福祉部長
20	竹内 克美	安中市産業部長
21	猿井 晴一	安中市建設部長
22	小板橋 利明	安中市上下水道部長
23	土屋 秀一	安中市松井田支所長
24	嶋田 一弘	安中市議会事務局長
25	田村 昌俊	安中市教育部長
26	神宮 潔	安中市公立碓氷病院事務部長

※名簿は策定時のものです

3. 安中市都市計画マスタープラン策定幹事会

(敬称略)

NO	氏名	所属等
1	小林 知浩	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課専門官
2	松井 紀	群馬県県土整備部都市計画課都市計画係長
3	小淵 敏幸	群馬県県土整備部安中土木事務所次長(事)
4	吉田 隆	安中市総務部法制課長
5	萩原 稔	安中市総務部企画課長
6	田中 好孝	安中市財務部財政課長
7	真下 明	安中市市民部環境推進課長
8	水澤 祝彦	安中市市民部安全安心課長
9	茂木 雅俊	安中市保健福祉部福祉課長
10	木暮 多美子	安中市保健福祉部介護高齢課長
11	浅川 久志	安中市産業部農林課長
12	萩原 弘	安中市産業部商工観光課長
13	小坂橋 孝治	安中市建設部土木課長
14	角井 富夫	安中市建設部建築住宅課長
15	内田 直幸	安中市上下水道部上水道工務課長
16	小坂橋 幸弘	安中市上下水道部下水道課長
17	新井 潤	安中市松井田支所地域振興課長
18	瀧川 広	安中市松井田支所耕地建設課長
19	田村 武志	安中市教育部総務課長
20	須藤 朗	安中市教育部文化財保護課長
21	竹田 清孝	安中市公立碓氷病院事務部総務課長

※名簿は策定時のものです

参考 3 : 諮問書および答申書

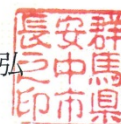
1. 諮問書

安都発第 1764 号

平成 26 年 1 月 17 日

安中市都市計画審議会会長 様

安中市長 岡 田 義 弘



安中市都市計画マスタープランについて（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランを策定いたしたく、下記のとおり諮問いたします。

記

1. 諮問事項 安中市都市計画マスタープランに関する事項について

2. 答申書

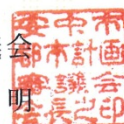
安都審発第11号

平成27年2月20日

安中市長 茂木英子様

安中市都市計画審議会

会長 原田寛明



安中市都市計画マスタープランについて（答申）

平成26年1月17日付け安都発第1764号で諮問のありました安中市都市計画マスタープランについては、本審議会の審議の結果、別添の計画に関して異議ありませんので、ここに答申いたします。

なお、本計画は市民の意向が反映されたものであるため、その実施にあたっては積極的な市民参加を求めるとともに、社会情勢や財政状況等に配慮しつつ、計画の実現に向けて最大限の努力をお願いいたします。

参考 4 : 用語集

あ行

アクセス

ある場所へ行く経路。目的地までの交通手段。

[アクセス道路]

特定の施設や地区へ行く交通経路となる道路。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

オープンスペース

公園・広場などの都市の緑地や市街地のうち、建築物に利用されていない空間（未利用地など）の総称。

NPO

民間非営利組織（Non-Profit Organization の略）のことで、営利を目的とせず、医療、福祉、環境保護、防災復興、地域づくりなどさまざまな分野で公益的な活動をしている。

か行

回遊性

都心空間全体で定流的に回る歩行者の流れ。

管渠

開渠と暗渠の総称。開渠（かいきょ）とは、地上部に造られ、ふたなどされていない状態の水路を指し、農業用水路や排水路などがある。暗渠（あんきょ）とは、地中に埋設された河川や水路のことで、下水道では、原則として暗渠とする。

環境基本条例

環境保全に関する総合的な取り組みを進めるため、環境基本法（平成5年制定）の理念に沿い、地方自治体の環境保全策に関する最も基本的な事項を定めた条例のこと。主な内容は、環境行政の基本理念、方針、施策、環境基本法の策定、住民参加などが規定されることが多い。

緩衝緑地

大気汚染、騒音などの公害防止やコンビナート地帯などの災害防止を図ることを目的として設けた緑地。

居住環境

快適性、安全性などの人が生活する空間を取り囲む環境。生活する上で必要な住宅、道路、公園、上下水道などの整備状況などがある。また、住みごこちや居ごこちなども含まれる。

供給処理施設

水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場等の都市活動に不可欠な水、エネルギー源、生活物資等の供給、処理を行う施設。

[合併処理浄化槽]

台所、風呂などから排出される生活雑排水とし尿を合わせて処理できる浄化槽のことで、従来のし尿の単独浄化槽に比べてはるかに水質浄化の効果が高い。

[コミュニティプラント]

集合住宅や団地が単独で汚水を処理するための小規模な合併処理浄化槽。

協働

市民・行政・企業など複数の主体が、それぞれ役割と責任を担い、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みを行うこと。

景観地区

都市計画区域において、景観法61条により市街地の良好な景観の形成を図るため、良好な都市景観を形成している地区に対し、市が景観地区として定めることができる。対象となる地区については、建築物の形態・意匠や建築物の壁面の位置等の制限が課せられる。

建築協定

一定区域内の関係権利者全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。単なる申し合わせとは異なり、締結するときは市に届出、認可を受けることが必要であり、締結後、協定参加者の土地などを購入し、権利を得た人にも適用される。

公共公益施設

道路、公園、下水道、緑地、河川等の都市の骨格を形成するような施設や、教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等の住民生活に必要なサービス施設をいう。

高度地区

都市計画法第8条に規定されている「地域地区」の1つ。用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区のこと（都市計画法第9条）。

コミュニティ活動

住民がコミュニティの抱える問題を解決し、豊かでうるおいのある地域環境をつくっていかうとするさまざまな共同活動のこと。

さ行

サイン

目印・表示・標識などを言うが、特に、不特定多数の利用者を対象にして公共機関が設置し、日常社会生活のなかで主として行動の指標となる情報を伝えるものとして「公的サイン」がある。

里山

人が働きかけることで持続する二次的な自然で、大自然と都市部の中間にあり、身近な雑木林や植林が挙げられる。

自主防災組織

地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感にもとづいて、自主的に結成する防災組織。一般に、自治会・町内会単位で組織される。

次代

次の時代。次の世代。

指定管理者制度

公の施設の管理に株式会社・民間業者などを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として、地方自治法の改正により導入された。

樹林地

当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地。

水源かん養機能

森林の持つ公益的機能のことで3つの機能がある。「洪水緩和機能」と「渇水緩和機能」とは、森林が水の流出量を調整することにより、洪水や渇水を防止・緩和すること。「水質浄化機能」とは、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を一定に調整し、良質化・安定化することを指す。

ストリートファニチャー

道路、主として歩道上に設置される装置。ベンチ、街路灯、くず入れ、標識、プランターボックスなどがあげられる。近年、遊歩道や歩行者専用道路などの歩行者型ネットワークの重要性が取り上げられる機会が多いこともあり、それらのデザインに統一性を持たせるケースが増えている。

生態系

川、海、草原、森林など、あるまとまりを持った自然環境と、そこに生育する全ての生物群集を包括した全体。

社寺林

神社や寺の境内に見られる緑地。

タウンモビリティ

ノーマライゼーションの思想に基づき、誰もが安心していつでも、どこへでも出かけることができる「人にやさしいまちづくり」の実現にむけた取り組み。街の中にステーションを設置し、移動器具の貸出しや、ボランティアによる移動の送迎・介助を行う。

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法や協定などによってその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

地域地区

地域地区は、都市計画区域内において、規制・誘導によって都市における適正かつ合理的な土地利用を実現しようとするために地域の特性に応じて定められるものであり、用途地域、高度地区、高度利用地区、防火・準防火地域、風致地区などがある。

地域防災計画

災害対策基本法にもとづき、ある一定の地域の災害予防、災害応急対策および事前対策、災害復旧に関する対策をまとめたもの。防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより被害の軽減に努める。

地球温暖化

化石燃料の燃焼、焼き畑耕作による二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスの放出、森林破壊、砂漠化などにより、地球表面の気温が上昇すること。異常高温、豪雨や干ばつ、海面上昇など、自然や生活環境に様々な影響を与えることが指摘されている。

地区計画

地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途・高さ、容積率の制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進めるための計画。地区計画を定めることにより、みどり豊かなまちなみや、生活道路が整った市街地などを段階的に形成することができる。

超高齢社会

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。日本が超高齢社会となるのは時間の問題といわれている。

また、65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。

デマンドバス

基本路線の外に迂回ルートを設定し、利用者がいる場合に迂回ルートを走行するなど、デマンド（需要）に応じて弾力的なサービスを行うバスのこと。

道路里親制度

一定区間の道路を里子にみたてて里親を募り、里親となった住民や事業者などの自発的なボランティアが、道路管理者や地元市町村と協力し、道路の散乱したゴミの収集・清掃・草刈りなどの美化活動を行う制度。

特定用途制限地域

非線引き都市計画区域の用途地域が定まれている土地の区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市町村が都市計画に制限すべき特定の建築物の用途の概要を定める地域。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地の使い方や建物の建て方についてのルールなど、まちづくりに必要なことについて総合的、一体的に定め、まちづくり全体を秩序立てて進めていくことを目的とした計画。

都市計画区域

人口、土地利用、交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備し、開発および保全する必要があると指定した区域のこと。

都市計画公園

都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された公園。都市計画決定に際しては、現在の土地利用や将来の状況を勘案し、適切な規模及び配置とし、都市活動と良好な都市環境を確保することとされている。

公園の機能に応じた適正な規模により以下のような種別がある。

[街区公園]

1住区（1k㎡程度、人口概ね1万人）につき4公園を、街区内の居住者が容易に利用することができる距離に配置し、相互の間が均等になるよう配置する。

[近隣公園]

1住区につき1公園を設けるものとし、住区の中央に近い場所を設定し、到達時間に極端な格差が生じないように配置する。

[地区公園]

4住区に1公園設けるものとし、住区群のいずれの地点からもできるだけ利用しやすい場所に設定し、利用のかたよりにくいよう配置する。

都市計画提案制度

平成14年における都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定で創設された、住民等の自主的なまちづくりの推進や、民間等による都市再生の推進を図るため、土地所有者、まちづくりNPO等あるいは民間事業者が、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度。

都市計画審議会

都市計画法に基づいて、都市計画に関する事項を調査審議するため設置された附属機関の総称で、都道府県と市町村に置かれる。ここでいう都市計画審議会は、市町村都市計画審議会のこと。

都市計画道路

都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された道路で、前述の都市計画公園と同様に、都市における交通計画において主要な役割が求められる。都市計画道路の区域内においては、建築物等の規制など、都市計画制限が課せられる。

な行

ネットワーク

拠点同士の相互関係を結んだもの。本マスタープランでは、拠点間を結ぶ、道路や散策路等を示す。

農村公園

農村の生活環境の向上を目指し整備される公園。

農用地

農業振興整備計画において、今後概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保し農業振興を図っていこうとする優良農地。

ノーマライゼーション

障害のある人も障害のない人もともに、あるがままの姿で社会の一員として平等の権利を享受できるようにするという考え方。

は行

パブリックコメント

行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を事前に公表して、市民の幅広い意見や考えを施策に反映させる市民参加の方法のこと。

バリアフリー化

障害者や高齢者の生活において障害（バリア）となっているものを取り除くこと。建物のなかの段差など、障壁をなくすという意味のほか、障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害を取り除くという意味でも使われる。

非線引き都市

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する（線引き）、区域区分の制度があり、平成 12 年の都市計画法改正により区域区分を定めるか否かは都道府県が地域の実情に応じて主体的に判断することとしている。本市については、区域区分を設けない（非線引き）ことが決定されている。

避難路

避難地又はそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるよう道路、緑地又は緑道を配置したもの。

B/C（ビー・バイ・シー）

CBR（コスト・ベネフィット・レイシオ。費用便益比）の略称として用いられているもの。C（コスト - Cost）は、道路等を造るのにかかる費用のことであり、B（ベネフィット - Benefit）は、道路等を造ることによって新たに生れる経済効果のこと。

投入された経費に対して、どれだけのプラス効果が見込めるのかを数字で表わしたもの。

風致地区

都市の中での風致を維持するために樹林地や丘陵地、水辺などの良好な自然環境を保持している区域や、史跡、寺社仏閣がある区域、良好な居住環境を維持している区域を都市計画で定めた地区。

保安林

森林の持つ水源のかん養、生態系の保全などの機能の発揮において特に重要な森林区域を、森林以外の目的への土地利用へ転用することを原則禁止し、伐採を制限するなどして森林の機能が失われないように指定している区域。

ポケットパーク

チョッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを利用し都市環境の改善を図る。

ほ場

田畑や樹園地など作物を栽培する農地のこと。

ポテンシャル

潜在的な力。可能性としての力。

ボランティア

個人が自発的に、しかも基本的には無償で行う社会奉仕活動と、それに携わる人を指す。自発性・無償制・公共性・先駆性などが共通の特徴とされるが、最近では、非営利的有償サービスへの参加も含まれるようになっている。

ま行

ミニ開発

小規模な戸建て住宅群の開発。ミニ開発された住宅地は行き止まり道路が多い、周辺の土地利用と調和されていないなど問題点が多い。

面的整備

まとまった相当規模の区域で、道路、公園、下水道などの施設整備を、宅地の整備と一体的に行うこと。土地区画整理事業などが含まれる。

モータリゼーション

単に自動車の保有や利用が増大することだけでなく、人やモノの流れそのものを変化させ、さらには住宅や職場の立地、そしてライフスタイルそのものまでも変革させるような一連の変化を含む自動車の急激な普及のこと。

や行

遊休農地（遊休桑園）

農地、採草放牧地、混牧林地にある耕作放棄地、不作付け地などのこと。

〔耕作放棄地〕

以前耕地であって、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年の間に耕作する意思のない土地。

〔不作付け地〕

以前耕地であって、過去1年以上作物を栽培していないが、数年の間に再び耕作する意思のある土地。

優良農地

農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらずだれもが平等・公平に利用できるようにデザインすること。

用途地域

都市の計画的な土地利用を実現するため、住宅地、商業地、工業地の用途別に定めた地域の総称。12種類の用途に分類され、それぞれ容積率が決まっている。

ら行

ライフスタイル

生活様式を指す。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含んで用いられる。

ライフライン

電力、ガスなどのエネルギー供給路、水利用のための上下水道、電話などの通信線などのように、人間の血管や神経のように都市に張り巡らされたインフラ網。

リサイクル

資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。ものをそのまま再利用するリユースではなく、原料のレベルにまで戻して使えるものを再利用すること。

立地適正化計画

住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法に基づき、市町村が作成することのできる計画のこと。

『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるとともに、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能となる。

【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携のこと。

緑道

自動車交通と分離させて系統別に設けられた歩行者のための道。

緑地

都市地域の樹林地、草地、水辺地、農地等植物のある空間。開放水面やグラウンドなど全く植物のない空間が、これらと一体となって良好な自然的環境を形成しているものも含む。

緑地協定

都市緑地保全法に基づき、良好な住環境を創るため、関係者全員の合意により区域を設定し、樹木等を保全又は植樹する場所及びその種類や生垣等の設置など緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。

緑地保全地区

都市において良好な自然環境として保全することが必要と認められる緑地。保全のため、建築物の建築が制限される。

レクリエーション

仕事や勉強等の疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

レクリエーション施設

ゴルフ場、陸上競技場、テニスコート、キャンプ場等。

レジャー

余暇。また、それを利用して行う娯楽。